

○市長部局

- 1 事案の概要 正当な理由のない欠勤
- 被処分者 一般事務職 50歳代 男性職員
- 処分内容 減給(1月 10分の1)
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

※管理監督責任として、上司の職員を文書注意とした。

- 2 事案の概要 事務懈怠及び不適切な会計処理
- 被処分者 一般事務職 50歳代 男性職員
- 処分内容 停職(1か月)
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

※管理監督責任として、上司の職員を口頭訓告、口頭注意とした。

○教育委員会

- 1 事案の概要 飲酒運転(物損事故)
- 被処分者 一般事務職 30歳代 男性職員
- 処分内容 停職(3か月)
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)